|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 管理医療機器 | 販売業 | 届書 |
| 貸与業 |

|  |  |
| --- | --- |
| 事項 | 管理医療機器販売業・貸与業の届出をするとき |
| 根拠法令 | 法律　第39条の３、第40条施行令　第57条施行規則　第163条構造設備規則　第４条 |
| 提出部数 | ２部（１部松本市保健所、１部届出者控え） |
| 添付書類 | １．構造設備の概要書２．営業所の平面図（区画、寸法、面積、設備の配置等が記載されたもの）３．当該営業所において施行規則第175条第１項に規定する特定管理医療機器を販売提供等する場合にあっては、管理者（特定管理医療機器営業所管理者等）の資格を証する書類４．３の場合において、申請者以外の者がその営業所の管理者であるときは、雇用契約書の写しその他申請者のその営業所の管理者に対する使用関係を証する書類 |
| その他 | １．販売のみを行う営業所における届出にあっては、「貸与業」の箇所に二重取消線を引くこと。同様に、貸与のみを行う営業所における届出にあっては、「販売業」の箇所に二重取消線を引くこと。２．届書の備考欄には、販売等（販売又は貸与をいう。）を行う品目を、その種類に応じて次に掲げるように記載すること。販売等を行う品目はすべて記載すること。・「補聴器」：補聴器・「電気治療器」：家庭用電気治療器・「プログラム（管理）」：プログラム特定管理医療機器・「家庭用」：家庭用管理医療機器・「検体」：検体測定室における検査で使用される医療機器・「管理」：補聴器、家庭用電気治療器、プログラム特定管理医療機器及び検体測定室における検査で使用される医療機器以外の特定管理医療機器３．添付書類１については、管理医療機器プログラムのみを取り扱う営業所にあっては、添付不要であること。４．添付書類３及び４については、特定管理医療機器を販売提供等しない営業所にあっては、添付不要であること。５．提出部数２部のうち、１部は保健福祉事務所（長野市保健所又は松本市保健所）の収受印を押印したものを届出者控えとすること。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 管理医療機器 | 販売業 | 届書 |
| 貸与業 |

|  |  |
| --- | --- |
| 営業所の名称 |  |
| 営業所の所在地 | 〒TEL |
| （法人にあつては）薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名 |  |
| 管理者 | 氏名 |  |
| 住所 |  |
| 営業所の構造設備の概要 |  |
| 兼営事業の種類 |  |
| 備考 | 　販売等を行う品目：□補聴器　　□電気治療器　□プログラム（管理）　　　　　　　　　　□家庭用　　□検体　　　　□管理 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 上記により、管理医療機器の | 販売業 | の届出をします。 |
| 貸与業 |

　　　　　　　年　　　月　　　日

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

住　所　〒

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

氏　名

|  |  |
| --- | --- |
| 松本市長 | 　殿 |

（注意）

１ 用紙の大きさは、A4とすること。

２ 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

３ 営業所の構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄

　に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

４ 兼営事業の種類欄には、当該営業所において管理医療機器の販売業又は貸与業以外の業務を併せて行うときはその業務の種類を記載し、ないときは「なし」と記載すること。

構造設備の概要書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 営　　業　　所 | 倉　　　　　庫 |
| 床の材質 |  |  |
| 天井の材質 |  |  |
| 壁の材質 |  |  |
| 換気の設備 |  |  |
| 取扱品目を衛生的に、安全に貯蔵するための設備（材質、構造等） |  |  |
| 常時居住する場所及び不潔な場所との区別 |  |  |

営業所の平面図

　注）付近の見取り図を添付すること。

　　年　　　月　　　日

雇用証明書

　下記の者を、次の条件で雇用していることを証明します。

　　　　　　　　　　　　　　　（雇用者）

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

記

　被雇用者　　　住　所

　　　　　　　　氏　名

　　　１　業　　態　　　管理医療機器等販売業・貸与業の管理者

　　　２　勤務場所　　　所在地

　　　　　　　　　　　　名　称

　　　３　勤務時間　　　午前　　時　　分　～　　午後　　時　　分　　　　　　時間

　　　４　休　　日

　　　５　資　　格